

塩谷町告示第 16 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、地方自治法 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 13 日

塩谷町長 見形 和久

記

1. 指定納付受託者に納付させる歳入

寄附金（インターネットを利用して納付するふるさと納税）

2. 指定納付受託者

名称	所在地	期間
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F	令和 6 年 4 月 1 日から 契約期間満了まで
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井 町 1-3	令和 6 年 4 月 1 日から 契約期間満了まで